

## 4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の方針

### ア. 現状と課題

本県では、大和平野に残る歴史文化遺産とそれを取り巻く自然的環境が一体となって、我が国の代表的な歴史的風土を形成しており、これらは原生の自然美を有する吉野山地とともに、本県が世界に誇る貴重な資源となっている。

こうした歴史的・自然的風土を、現代の都市機能と調和させ、いかに保全し、次世代に継承していくかは、本県の都市計画の基本的な課題である。また、人々の価値観の多様化やグローバル化による国際的な大競争時代の中で、奈良県の個性を発揮し「都市の魅力の創出」をするためには、単に保全するのみでなく、身近に親しめる空間的価値を付加することも必要である。

都市公園については、奈良市の奈良公園や明日香村の国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域等に代表される都市公園が整備され、都市計画区域内の1人当たりの都市公園面積（平成20年度末）は11.8m<sup>2</sup>と全国平均の9.5 m<sup>2</sup>を上回り、特別史跡の平城宮跡を含め、本県は近畿圏のオープンスペース及びレクリエーションエリアとして認識されているが、都市公園の地域別の配置や種別を見ると、住民が身近に利用できる公園や多様なニーズに対応した公園の整備などについて対応しなければならない面もある。阪神・淡路大震災に見られるように、災害に強い都市づくりにおいても緑地・公共空地の果たす役割は大きく、防災機能面からもその整備が求められている。

### イ. 基本方針

- ・持続可能な循環型社会の構築による、良好な自然環境や優れた歴史環境との共生、快適な生活環境の保全を図る。
- ・緑地の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の諸機能を効果的に発揮できるよう、広域的観点から地域制緑地と施設緑地を配置する。

### ウ. 緑地の目標

#### (ア) 地域制緑地の目標

- ・地域制緑地については、現行の指定面積を維持する。

#### (イ) 施設緑地の目標

- ・施設緑地については、次のとおり目標を設定する。

表4-13 都市公園面積の目標

区 分	平成20年	平成32年
都市計画区域内の住民1人当たりの都市公園面積	11.8 m <sup>2</sup> /人	13.6 m <sup>2</sup> /人

## エ. 主要な緑地の配置の方針

- ・都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく「緑の基本計画」の策定を推進することにより、世界に誇る歴史文化遺産を活かした緑の景観づくりや生活環境に溶け込む身近な緑地の保全と創出を図る。

### (7) 世界に誇る歴史文化遺産を活かした緑の景観づくり

#### ① 奈良らしい景観を構成する緑地の保全

- ・地域の良質な緑地を保全するため、風致地区、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地保全区域、国立・国定公園、県立自然公園、環境保全地区及び景観保全地区等の指定により、地域制緑地を配置する。

#### ② 歴史文化遺産と一体となった魅力ある緑地の創出

##### 〈大和都市計画区域〉

- ・奈良市、斑鳩町、明日香村など貴重な歴史文化遺産が存在する地域などを中心に、風致地区や歴史的風土特別保存地区等を指定し、歴史文化遺産とその周辺の自然的環境が一体となった緑地の配置を図る。
- ・国営飛鳥・平城宮跡歴史公園は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項第 2 号ロに定める「我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため」に設置された国営公園である。

このうち、平城宮跡区域は、国と奈良県が連携を図りながら、奈良時代を今に感じる空間づくりを理念とし、特別史跡・世界遺産である歴史・文化資産としての適切な保存・活用を通じ、国営公園としての利活用性の高さに配慮しつつ、古代国家の歴史・文化を体感・体験でき、古都奈良の歴史・文化を知る拠点にもなる場所とすることを方針として公園整備を進めていく。また、その周辺地域において奈良県・奈良市が主体となって景観保全・形成、交通ネットワーク整備などの公園を核としたまちづくりの取り組みを推進する。

飛鳥区域（キトラ古墳周辺地区）は、キトラ古墳や檜隈寺跡の歴史遺産の保全と連携し、その周辺の環境整備を図るとともに、五感を使って楽しみながら飛鳥の歴史や文化、風土について学ぶ「体験的歴史学習」の場や、歴史的風土を味わいながらゆったりと過ごせる公園空間の整備を推進する。

- ・奈良公園は、県有数の観光地として国内外から来園者が訪れる我が国を代表する公園であることから、平城遷都 1300 年祭を契機に、世界に誇れる奈良公園として歴史的、文化的および自然的要素などの本質的価値を維持しつつ、魅力ある公園づくりにむけて必要な整備を推進する。
- ・大和平野には多数の大規模な古墳が集中しており、広陵町・河合町の馬見丘陵公園、橿原市の植山古墳公園等のように区域内の古墳群を都市公園内に保全しながら、観光や歴史文化学習の場への活用を図る。
- ・飛鳥川を軸として、明日香村、橿原市を中心に歴史的景観と調和のとれた水と緑のネットワークの形成を図る。

〈吉野三町都市計画区域〉

- ・紀の川（吉野川）とその周辺の山並みが一体となった美しい自然環境を維持・保全するため、吉野町・大淀町・下市町の県立吉野川津風呂自然公園を引き続き自然公園区域に指定する。

#### (イ) 生活環境に溶け込む身近な緑地の保全と創出

##### ①誰もが利用できる身近な緑地や水辺の創出

- ・まちの緑とオープンスペースとして、県営馬見丘陵公園等の整備を推進するとともに、樫原運動公園、香芝市スポーツ公園等の市町村の基幹公園である総合公園、運動公園の整備を促進し、誰もが利用できる広域的レクリエーション空間を確保する。
- ・誰もが身近に親しめる緑地空間を形成するため、市町村は、住区基幹公園（地区公園、近隣公園及び街区公園）を整備するとともに、水と緑のネットワーク化を促進するため、河川及び沿道空間等を活用した緑地の配置を図る。
- ・自然環境と共生する都市環境を形成するため、都市公園等を利用し、生物の生息・生育環境を創出する水辺を配置する。
- ・災害時の避難地、避難路や延焼遮断帯となる都市公園や遊歩道の整備を推進し、都市全体の安全性の向上を図る。

##### ②緑を育てる仕組みづくり

- ・庁舎、学校、下水処理場等の公共公益施設において、植栽スペースの確保や屋上の緑化等を推進するとともに、民間施設における緑化を促進する。
- ・緑化意識を高めるため、緑化イベントの開催やホームページでの緑に関する情報提供を推進する。

## オ. 実現のための具体の都市計画制度の方針

### (7) 地域制緑地の指定方針及び指定状況

従来からの地域制緑地による規制を引き続き行い、自然環境や歴史文化遺産等の維持・保全を図る。

#### ①風致地区

樹林地若しくは樹木に富める土地（市街地を含む。）、水辺地（水面を含む。）、農地、その他県民意識における郷土意識の高い土地であって、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市環境の保全を図る区域に定める。

表 4-14 風致地区の指定地区及び面積

市町村名	地区名	指定面積 (ha)
奈良市	春日山	2,801.8
	佐保山	488.8
	平城山	576.0
	西の京	200.5
	あやめ池	413.2
	富雄	247.6
大和郡山市	郡山城跡	67.0
	矢田山	411.0
天理市	山の辺	1,338.0
橿原市	耳成山	40.4
	香久山	109.0
	畝傍山	173.0
	藤原宮跡	48.9
	明日香	14.0
桜井市	三輪山之辺	835.6
	鳥見山	423.1
	磐余	148.2
生駒市	生駒山	1,010.0
斑鳩町	斑鳩	628.4
明日香村	明日香	2,404.0
合計		12,378.5

## ②歴史的風土特別保存地区等（古都保存法等）

古都において歴史的風土を保存するため、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域の重要な部分を構成している地域であって、歴史的風土保存計画に定める基準に基づき指定する地区に定める。

表4-15 歴史的風土特別保存地区等の指定地区及び面積

市町村名	地区名	指定面積 (ha)	
奈良市	春日山	1,329.0	
	平城宮跡	419.0	
	聖武天皇陵	5.0	
	山陵	17.0	
	唐招提寺	29.0	
	薬師寺	10.0	
天理市	石上神宮	29.7	
	崇神景行天皇陵	52.5	
橿原市	香久山	48.0	
	畝傍山	126.0	
	耳成山	16.0	
	藤原宮跡	22.0	
桜井市	三輪山	304.0	
斑鳩町	法隆寺	80.9	
明日香村	飛鳥宮跡	第一種歴史的 風土保存地区 (明日香法)	105.6
	石舞台		5.0
	岡寺		7.5
	高松塚		7.5
	明日香	第二種歴史的 風土保存地区 (明日香法)	2,278.4
合計		4,892.1	

## ③近郊緑地保全区域（近畿圏の保全区域の整備に関する法律）

無秩序な市街化のおそれが大きく、かつ、これを保全することにより地域住民の健全な心身の保持等の効果が著しい区域に定める。

表 4-16 近郊緑地保全区域の指定区域及び面積

区域名	市町村名	指定面積 (ha)
金剛生駒	五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、	4,506.3
矢田斑鳩	奈良市、大和郡山市、生駒市、斑鳩町	879.3
合計		5,385.6

#### ④環境保全地区（自然環境保全条例）

道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で、良好な環境を保全するために積極的に緑化等の推進を図ることが必要な地区に定める。

表4-17 環境保全地区の指定地区及び面積

地区名	市町村名	指定面積 (ha)
富雄・生駒	奈良市、生駒市	568.0
百楽	奈良市	10.0
宝来		148.1
三松寺		15.0
平群谷	生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町	1,353.0
アスガ谷	上牧町	68.0
新古阪	香芝市、上牧町	51.0
瑞垣	桜井市	38.0
天神山・富之里	五條市	429.0
合計		2,680.1

#### ⑤景観保全地区（自然環境保全条例）

森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される県の代表的自然環境を維持するために必要な地区に定める。

表4-18 景観保全地区の指定地区及び面積

地区名	市町村名	指定面積 (ha)
高山溜池	生駒市	93.0
明神山	香芝市、王寺町	237.0
馬見丘陵	大和高田市、広陵町、河合町	245.0
纏向	桜井市	99.0
出雲・金屋		198.0
多武峯・高取	桜井市、御所市、高取町	4,857.0
貝吹山	橿原市、高取町	362.0
金剛・葛城山麓	五條市、御所市、香芝市、葛城市	2,215.0
国見山	御所市	518.0
巨勢山	五條市、御所市	633.0
吉野川・丹生川	五條市	505.0
合計		9,962.0

## ⑥自然公園（自然公園法・奈良県立自然公園条例）

優れた自然の風景地の保護及びその利用増進並びに生物の多様性確保を図るため指定される地域であり、国立・国定公園は自然公園法に基づき環境大臣が、県立自然公園にあつては奈良県立自然公園条例に基づき県知事が指定している。

表 4-19 自然公園の指定地域及び面積（都市計画区域内）

公園名	市町村名	指定面積 (ha)
吉野熊野 国立公園	吉野町	103
大和青垣 国定公園	奈良市、天理市、桜井市	5,742
金剛生駒紀泉 国定公園	五條市、御所市、生駒市、香芝市、 葛城市、平群町、三郷町	4,880
室生赤目青山 国定公園	桜井市、宇陀市	994
県立矢田 自然公園	奈良市、大和郡山市、生駒市、 斑鳩町	524
県立吉野川 津風呂自然公園	五條市、吉野町、大淀町、 下市町	1,770
合 計		14,013

### (4) 主要な施設緑地の確保目標

表 4-20 おおむね 10 年以内に整備予定の主要な都市公園

種別	名称	計画面積 (ha)	市町村名	整備主体
近隣公園	植山古墳公園	2.5	橿原市	橿原市
	明日香村近隣公園	3.4	明日香村	明日香村
地区公園	五條中央公園	4.9	五條市	五條市
	三郷中央公園	5.0	三郷町	三郷町
総合公園	橿原運動公園	29.4	橿原市	橿原市
	たかとり健幸の森公園	27.7	高取町	高取町
運動公園	鴻ノ池運動公園	31.0	奈良市	奈良市
	大和高田市総合公園	10.0	大和高田市	大和高田市
	香芝市スポーツ公園	23.7	香芝市	香芝市
広域公園	馬見丘陵広域公園	65.3	広陵町 河合町	奈良県
特殊公園	国営飛鳥・平城宮跡歴史 公園 飛鳥区域キトラ古 墳周辺地区	13.6	明日香村	国
	国営飛鳥・平城宮跡歴史 公園 平城宮跡区域	122.0	奈良市	国
		9.9	奈良市	奈良県

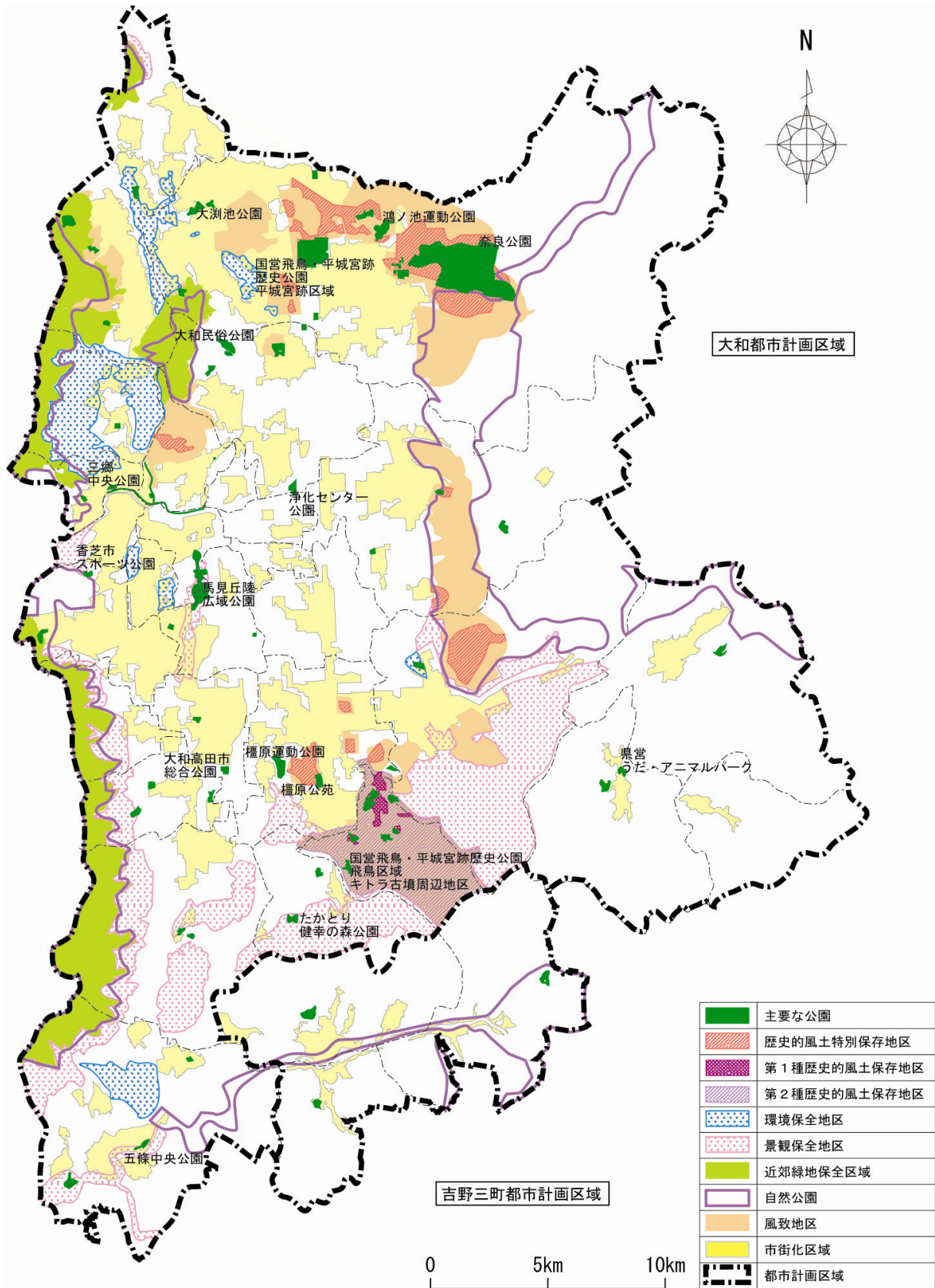


図4-6 地域制緑地及び主要な施設緑地の配置方針図